１会議名　　議会運営委員会
２日　時　　令和７年９月 30 日（火）
　　　　　　開会　午後４時４分
　　　　　　閉会　午後４時 21 分
３場　所　　正・副議長応接室
４出席委員　（委員長）梅村均、（副委員長）伊藤隆信
　　　　　　（委　員）鬼頭博和、木村冬樹
５欠席委員　なし
６出席議員　須藤智子議長、谷平敬子副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員、
　　　　　　大野慎治議員、日比野走議員
７説明員　　行政課長　兼松英知
８事務局　　議会事務局主幹　田島勝己
９委員長あいさつ
１０議長あいさつ
１１協議事項
（１）堀江珠恵議員による「塚﨑海緒議員の一般質問における発言の取消及び会議録の削除に関する動議」について

議会事務局主幹：動議はこれまで文書で行ってきたが、全国市議会議長会に確認したところ、修正動議と懲罰動議以外の動議は文書はなくてもよいとのことだったため、口頭での動議を取り扱うこととさせていただいた。この動議の結果についても議決書とともに市長へ報告する予定である。

須藤議長：賛成されて削除することとなった場合、強制力はあるのか。

議会事務局主幹：拘束力はない。本人の申し出がなければ削除できない。議会内の秩序を乱す誹謗中傷等であれば議長命令で削除した例もあるようだが、基本的に拘束力はないということを確認済みである。

須藤議長：堀江議員はそれでよいのか。

堀江議員：よい。

梅村委員長：この件を日程に追加すべきかどうかについて何か意見はあるか。

伊藤委員：これは採決をとるのか。

須藤議長：とる。討論もしないといけない。

梅村委員長：これは議員全員で判断するのか。状況を全部知らないと判断できない。

水野議員：確認だが、質疑はあるのか。反対討論と賛成討論はあるのか。

梅村委員長：日程を追加したらどのような流れになるのか。

議会事務局主幹：これも確認済みだが、動議提出者の説明、質疑、討論、採

決という流れになる。
梅村委員長：本人がどうするかだけではないのか。本人が消さないと言ったらもう何もできないのでは。
須藤議長：本人が答える場がない。
梅村委員長：動議が成立したら本人にどうするか聞くのでは。以前そのようにしたような気がする。
須藤議長：賛成多数の場合は本人に聞かないといけないのではないか。
梅村委員長：判断するためには事実確認をする時間が相当必要である。
須藤議長：書面がないと審議しにくい。
梅村委員長：これは本当にほかの議員が決めてよいのか。本人が取り消すか取り消さないかだけのことではないのか。
水野議員：取り消すよう要求することを決めるかどうかでは。
梅村委員長：動議が成立しているので要求はするが、本人が取り消すか取り消さないかだけではないのか。
須藤議長：本人はそれに従わないといけないのか。
議会事務局主幹：拘束力はない。
梅村委員長：本人の意思を確認するだけでよいのではないか。しかし、全国市議会議長会に流れを確認してあるということか。
議会事務局主幹：書面が必要ないこととその後の議事の流れを確認してある。本人の意思を確認するのであれば今来ていただいて聞くか。
梅村委員長：発言の取り消しは、本人からの申出、ほかの人からの申出、議長の発言取消し命令の３つであるが、どれを行っても結果的に本人次第である。そんなことを判断するのか。

（　休　憩　）

梅村委員長：日程に追加してよろしいか。
木村委員：判断するのであればまずは一定の精読時間を設けて動画を確認し、事実に反するかどうか判断して賛否を出すしかないのではないか。少なくとも30分程度精読時間が必要では。

（　休　憩　）

・本日の日程に追加して審議するものと決した。

（２）その他

なし

１２その他

なし